

平成 2 9 年度
事務事業評価及び特定分野評価
外部評価に関する建議書

平成 2 9 年 1 0 月
愛川町行政改革推進委員会

はじめに

愛川町行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として設置され、所掌事項の1つとして、行政評価制度における外部評価に関することが定められております。

本委員会では本年度、8月18日、9月28日の2日間の日程により、8の事業について外部評価を実施いたしましたので、その結果を建議します。

国全体が人口減少局面を迎える中であって、地方自治体の目の前には、地方創生、子育て支援、防災対策など、行政課題がまさに山積しています。本建議書が、愛川町の事務事業等のより効果的で効率的な執行への手がかりとなり、行財政改革がさらに推進されることによりまして、各種行政課題へのスムーズな対応に寄与することを望みます。

平成29年10月

愛川町行政改革推進委員会
委員長 牛 山 久仁彦

目 次

1	外部評価の位置付けについて.....	1
2	外部評価の実施方法について.....	1
3	外部評価結果の概要.....	1
4	対象事業ごとの外部評価結果.....	4
参考資料 1	愛川町行政評価実施要領（平成 2 5 年 4 月 策定）.....	12
参考資料 2	平成 2 9 年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法.....	18
参考資料 3	平成 2 9 年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領...	23
参考資料 4	愛川町行政改革推進委員会の概要.....	25

1 外部評価の位置付けについて

外部評価は、「愛川町行政評価実施要領（平成25年4月 策定）」において、自己評価、1次評価に次ぐ2次評価として位置づけられており、評価者は行政改革推進委員会と定められている。また、外部評価の内容は、「1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする」とされている。

2 外部評価の実施方法について

本委員会では、外部評価の実施にあたり、「平成29年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領」を定め、次のとおり評価を実施した。

- (1) 対象事業 8事業（事務事業評価3件、特定分野評価5件）
- (2) 評価体制 委員会を2班に分け、4事業ずつ評価を実施したうえ、最終的に全体で評価のとりまとめを行った。
- (3) 評価の流れ 対象事業1事業あたり50分で、事業等所管課による説明、質疑、意見交換、まとめの順でヒアリング及び評価を行った。
- (4) 評価の視点等 妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点を基本としながら、ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断した。

3 外部評価結果の概要

- (1) 評価区分別件数

	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	合計
第1グループ	2	0	2	0	0	0	4
第2グループ	1	0	3	0	0	0	4
合 計	3	0	5	0	0	0	8

(2) 評価及び意見等の一覧

○ 第1グループ

事業 番号	事業名	評価	今後の方向性に係る 意見等
1-1	起業支援・店舗再 活性化事業補助 金	現状 維持	起業後の経営に対するフォローや効果的な周知方法を工夫するなどし、平成29年度から拡充した制度が有効に活用されるよう工夫しながら、継続して実施すべきである。
1-2	教育開発センター 管理経費 (小中学校学力検査業務委託料に限る。)	現状 維持	当面は引き続き学力検査を実施するが、学校関係者と意見を交換しながら、次の段階へシフトしていく具体的な方向性を検討すべきである。
1-3	平和行政事業費	改善	平和パネル展や親子見学会の参加者がより多くなるように、周知方法、パネルの展示場所、見学会の参加対象者等について見直しを検討し、改善すべきである。
1-4	町民みなふれあい 体育大会開催 経費 (町民みなふれあい 体育大会)	改善	参加者が減少傾向であることから、実施頻度や実施方法の見直しを含め、住民と十分な意見交換を行いながら改善すべき。

○ 第2グループ

事業 番号	事業名	評価	今後の方向性に係る 意見等
2-1	保健衛生普及事業費(国保)	現状 維持	引き続き、人間ドック及び特定健康診査の受診率向上や後発医薬品の啓発を積極的に行うとともに、特定健康診査の受診率については、極力、町が設定した計画値を達成できるよう、積極的に取り組むべきである。
2-2	斎場・火葬場運営事業補償金(下谷八菅山区)	改善	補償金の額や交付方法など、見直すべき点があると考えられるため、定期的に見直す仕組みを設けることを含め、地元と協議する機会を設けるべき。
2-3	ごみ処理事業補償金(三増区)	改善	補償金の額や交付方法など、見直すべき点があると考えられるため、定期的に見直す仕組みを設けることを含め、地元と協議する機会を設けるべき。
2-4	し尿処理事業補償金(坂本区)	改善	補償金の額や交付方法など、見直すべき点があると考えられるため、定期的に見直す仕組みを設けることを含め、地元と協議する機会を設けるべき。

4 対象事業ごとの外部評価結果

①事業番号		1-1	②事業名		起業支援・店舗再活性化事業補助金		
③事業の目的		起業者を対象として町内における起業及び起業の場として空き店舗の利用を促進し、産業振興と地域の活性化を図るため補助金を交付するもの。					
④事業の内容		起業にかかる経費は5分の1以内、上限10万円。テレワーク事業は、起業にかかる経費の5分の1以内、上限15万円。空き店舗利用は、店舗改造、改築にかかる経費の3分の1以内、上限20万円。					
⑤実績	成果指標		補助金交付件数				
	実績値 (H28)		1 件				
⑥ヒアリング の主な内容		○平成 28 年度実績が 1 件となっている。内容の詳細について。 ⇒インターネットでの新品中古家電販売。起業補助として 10 万円を補助。 ○平成 29 年度予算 45 万円の根拠と昨年度との違いについて。 ⇒テレワークによる起業の場合を昨年度より増額している。3 項目を 1 回ずつ補助する想定で 45 万円を予算化している。 ○平成 28 年度までであったコミュニティビジネス起業を廃止した理由。 ⇒コミュニティビジネスは平成 19 年度から 28 年度まで交付実績なし。テレワーク起業が社会的にも推進されている。 ○過去にテレワーク起業の実績はあるのか。 ⇒平成 28 年度の 1 件のみ。 ○テレワーク起業者が安全な事業者かどうかの確認方法。 ⇒補助金申請時には 3 ヶ月間の売り上げ実績も提出させるなどし、審査を行っている。 ○過去 5 年間の交付実績は 7 件。この内、既に廃業してしまった件数は。 ⇒7 件中 4 件廃業済み。起業から 1 年以内で廃業した実績はない。 ○現在の町内の空き店舗数は。 ⇒不動産情報として登録されているのは約 20 件。 ○起業者に対するアドバイスは行っているのか。 ⇒専門知識が無いため行っていない。商工会と連携して対応している。 ○各空き店舗がどのような業種に向いているか判断する方法はあるか。 ⇒紹介方法については不動産会社に一任しており判断が難しい。 ○本補助金の制度を町内の不動産会社に周知できているか。 ⇒行っていない。風営法の関係で業種によっては補助対象外となるため。 ○厚木市の起業支援状況はどうか ⇒県央地区では厚木市、座間市、綾瀬市が起業支援を行っている。 厚木市は融資を受ける際に支払った利子の一部を補助している。 ○チラシの周知方法について ⇒ホームページに掲載しており、特に回覧等は実施していない。 ○セミナーの詳細について。 ⇒平成 28 年度から実施。創業の心構えという入門編の内容。					
⑦主な意見		○若者等に対する周知の方法の工夫をもう少し検討してほしい。 ○数年での廃業が多い。起業後の経営に対するフォローを検討すべき。 ○今年度から制度改正しているため少し様子を見る必要がある。					
⑧評価の決定に伴う採決			■実施した			□実施していない	
⑨採決の結果		現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
		4 人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案		現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等		起業後の経営に対するフォローや効果的な周知方法を工夫するなどし、平成 29 年度から拡充した制度が有効に活用されるよう工夫しながら、継続して実施すべきである。					

①事業番号		1-2	②事業名		教育開発センター管理経費 (小中学校学力検査業務委託料に限る。)		
③事業の目的			小学5年生、中学1・2年生を対象とする一斉学力検査を行うことで、児童生徒の学びについて分析し、授業改善に役立てる。				
④事業の内容			【実施教科】小学5年生：国語、算数、意識調査 中学1・2年生：英語、国語、数学、社会、理科、意識調査				
⑤実績	成果指標		日常の授業をわかると感じる児童生徒の割合				
	実績値(H28)		81.4%				
⑥ヒアリング の主な内容			○県の調査が今年度で休止。今まで愛川町が該当となったことはあるか。 ⇒毎年、小学校か中学校でどこかの1学年が抽出される。愛川町が該当した実績はほとんど無い。 ○県が休止となる理由は。 ⇒生徒の学力状況の把握及び課題の洗い出しという当初の目的がおおむね達成でき、学校の多忙化解消や費用対効果など総合的に判断して当面休止となった。 ○学力検査の次のステップは。 ⇒授業改善等にシフトしていくことを考えている。 ○県内市町村の学力検査実施状況について。 ⇒近隣市町村だと、厚木市も同様の検査を行っていたがすでに休止済み。清川村は全学年で実施し継続中。 ○厚木市がやめた理由は。 ⇒県の学力検査を活用するかたちにシフトするため。 ○担当課評価は改善となっている理由の詳細について。 ⇒今後継続して実施するかどうか、対象学年、対象科目等が適当か等について検討していきたいと考えている。 ○毎年テストを行う必要性について。 ⇒県立高校の入試方法が変更となり、全員が入学試験を受けることとなった背景があり、入試形式のテストに慣れる目的で学力検査を導入した。 ○自己評価が改善で一次評価結果が現状維持となっていることに対する担当課の考えについて。 ⇒ある程度課題の把握ができたと考える一方、中学校への大型テレビ導入やあすなろ教室など、今年度新規で導入した学力対策もあるため、それらの対策の効果を計るため、継続実施したいという気持ちもある。 ○担当課は廃止するという考えなのか。 ⇒廃止も含めた検討を行っていくが、選択肢としてはいろいろある。 小学校は平成32年、中学校は平成33年に学習指導要領が変更となるため、学校の意見を聞きながら今後の方向を検討していきたい。 ○小中一貫教育が円滑に進んでいるとの記述があるが具体的には。 ⇒小学校と中学校の先生が互いの授業を見学するなどの先生同士の連携と、半日入学やボランティア交流等の児童生徒同士の連携を実施。				
⑦主な意見			○学力向上に向けた課題を把握できたなら次の段階へシフトすべきでは。 ○改善と現状維持に分類することが難しいのでは。 ○具体的な改善方法が見えない。				
⑧評価の決定に伴う採決			■実施した □実施していない				
⑨採決の結果		現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
		2人	0人	2人	0人	0人	0人
⑩グループの評価案		現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等		当面は引き続き学力検査を実施するが、学校関係者と意見を交換しながら、次の段階へシフトしていく具体的な方向性を検討すべきである。					

①事業番号	1-3	②事業名	平和行政事業費				
③事業の目的	核兵器の根絶と人類共通の願いである恒久平和に向けた社会の実現を目標に、平和思想の普及・啓発を行っている。						
④事業の内容	「平和資料館親子見学会」や「平和パネル展」の実施をはじめ、「神奈川県反核平和マラソン」や「核兵器廃絶神奈川県平和行進」等に対してメッセージの送付を行っているほか、世界恒久平和の実現に寄与することを目的に設置された「平和首長会議」に加盟している。						
⑤実績	成果指標	平和パネル展に来場した人数					
	実績値 (H28)	194人					
⑥ヒアリング の主な内容	○近隣市町村の取り組みは。 ⇒パネル展、原爆被害があった広島・長崎への生徒派遣などを行っている例がある。 ○人数が定員に至っていない。今後の課題は。 ⇒学校を通じて案内を渡すと子どもが親に渡さないケースがあるため、今年度はPTAに対しても直接周知を行った。 ○平和首長会議によるメッセージを町民に知らせる方法について。 ⇒ホームページ。平和の町宣言と合わせて周知を図っている。 ○一度参加した児童が再度参加することは可能か。 ⇒不可能、一度のみ。 ○平和に関する他の取り組みを学校等でも行っているのか。 ⇒学校の中で道徳と社会の授業で戦争や平和思想を取り入れている。 ○来年度以降の新しい取り組み案について。 ⇒来年度以降は庁舎のロビーでのパネル展示や折鶴を募って広島や長崎へ送付する等の取り組みも今後検討していく。 ○愛川町の戦争に関する写真はあるのか。 ⇒町には直接の空襲が無かったため、被害に関する展示は行っていない。郷土資料館で戦争に関する企画展示を行っているため、教育委員会や遺族会等と連携した取り組みも今後検討していく。 ○平和に関する取り組みは恒久的に行っていくつもりか。 ⇒平和思想は恒久的に啓発していく必要がある。戦争という歴史的事実を伝えていくことも必要であると考え。 ○パネル展の内容に変化や工夫はあるのか。 ⇒パネルは川崎の平和資料館や広島等から借用し、町で保有しているパネルと組み合わせ、毎年展示の内容を工夫して実施している。 ○開催方法の工夫案について ⇒8月の実施は変更しない予定。展示場所の工夫を検討していく。						
⑦主な意見	○20代の若い世代の関心をもっと向ける方法を検討すべき。 ○役場庁舎でパネル展示を実施するのは良い案。 ○バスの座席に空きがあるのであれば、親子に限らず、興味のある方が参加できるようにしてみてもいいのでは。						
⑧評価の決定に伴う採決	☒ 実施した ☐ 実施していない						
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	4人	人	人	人	
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善		
⑫今後の方向性に係る意見等	平和パネル展や親子見学会の参加者がより多くなるように、周知方法、パネルの展示場所、見学会の参加対象者等について見直しを検討し、改善すべきである。						

①事業番号	1-4	②事業名	町民みなふれあい体育大会開催経費 (町民みなふれあい体育大会)			
③事業の目的	町民一人ひとりが生涯をとおしてスポーツに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくとともに、スポーツを通じて町民相互の絆と交流を深め、スポーツの振興と健康で明るい豊かなまちづくりを目指すもの。					
④事業の内容	綱引き大会やパン食い競走など約10種目の競技等を町が決定し、町の広報等で自由参加者の募集を呼びかけるとともに、行政区へは自由参加と行政区対抗種目の参加を募り、町民一同が会した運動会を行っている。					
⑤実績	成果指標	参加者の人数				
	実績値(H28)	1, 600人				
⑥ヒアリング の主な内容	○事業の開始年度が平成4年度。隔年で開催しているのか。 ⇒当初はスポーツレクリエーションフェスティバル(スポレク)と平行して開催していたが、途中から交互に隔年で開催している。 ○スポーツの町宣言はいつ行ったのか。 ⇒スポーツの町宣言は平成元年。元年に町民みなふれあい体育大会のプレイベントとして、体育大会を実施している。 ○平成28年度に実施したアンケートの結果について。 ⇒雨の中での実施は良くない、グラウンドコンディションが悪かった、など、中止を求める声が多かった。途中で天候が良くなったため、実施して良かったとの声もあった。 ○自由参加種目は今回が初めてか。また、メリットデメリットについて。 ⇒毎回自由参加種目はある。メリットは当日急に来た方でも参加できる。デメリットは特になし。 ○自己評価が改善。行政区の役員から負担であるという声があるのか。 ⇒参加者が年々減少傾向にある。行政区の役員からも選手集めに苦労しているとの声が実際にある。 ○体育大会とスポレクの違い。 ⇒体育大会は競技的要素を持った種目とレクリエーション的要素を持った自由参加種目がある。スポレクは幅広い年齢層が自由な種目に自由な時間に参加できるものとなっている。 ○体育大会とスポレクそれぞれの参加者数は。 ⇒平成28年度の体育大会が1,600人、平成27年度のスポレクが4,600人となっている。両方とも雨天での実施。 ○スポレクの予算は。 ⇒100万円。体育大会は約400万円。 ○スポレクを三増公園で実施することは難しいのか。 ⇒室内競技を実施できないため規模は縮小するが不可能ではない。 ○スポレクを開催するときに駐車場はどのように対応しているのか。 ⇒近隣企業の駐車場借用とシャトルバスの運行で対応している。 ○行政区への交付金について。各行政区は費用が足りているのか。 ⇒各行政区の具体的な用途までは把握していない。 ○近隣市町村の状況はどうか。 ⇒相模原市や厚木市は公民館単位で同様の体育大会を実施している。					
⑦主な意見	○スポレクのほうが費用は安く、参加者も多い。費用対効果が高いのでは。 ○福祉の体育大会とふれあい体育大会を一緒にするのはどうか。					
⑧評価の決定に伴う採決	☒ 実施した ☐ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	人	人	4人	人	人	人
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善	
⑫今後の方向性に係る意見等	参加者が減少傾向であることから、実施頻度や実施方法の見直しを含め、住民と十分な意見交換を行いながら改善すべき。					

①事業番号	2-1	②事業名	保健衛生普及事業費(国保)				
③事業の目的	国保加入者の健康や医療に対する理解を深め、医療費の適正化を図る。						
④事業の内容	・国民健康保険加入の 40、45、50、55、60、65、70 歳の方を対象とした、人間ドック費用の一部助成（上限 2 万円） ・医療費通知の発送（年 4 回） ・医療費差額通知の発送（年 2 回、ジェネリック（後発）医薬品に替えた場合、当該月の医療費自己負担額が 300 円以上下がる方が対象）						
⑤実績	成果指標	特定健康診査受診率					
	実績値 (H28)	37.7%					
⑥ヒアリングの 主な内容	○医療費通知の発送にはどのような効果があるのか。 ⇒健康意識や国保制度についての啓発や、不正請求防止の効果がある。 ○後発医薬品の利用効果について、PR 不足では。 ⇒保険証更新時に、後発医薬品の存在や医療費削減効果を PR するパンフレットを同封しており、広報等でも啓発している。医療機関へは、医師個々の考え方もあり、ポスター等の掲示は依頼していない。 ○町は後発医薬品の利用を推進する立場なのか。 ⇒後発医薬品には医療費適正化の効果があるが、必ずしも後発医薬品への切り替えが適当でない方もあるので、後発医薬品の利用を推進するというより、広く周知をしていきたいと考えている。 ○医療費差額通知の作成方法は。どのように差額が分かるのか。 ⇒国民健康保険団体連合会（国保連）に作成を委託している。国保連は各医療機関のレセプト審査をしており、年 2 回、このレセプトの中から 13 種類の薬剤について、後発医薬品に替えた場合の差額を計算し、通知書を作成している。 ○特定健康診査受診率の計画値と実績値に開きがあるが、計画値はどのように定めたのか。 ⇒全国の自治体・企業が、国の示した数値を計画値としており、町も同様に実施計画に掲げている。目標達成には至っていないが、平成 27 年度は県内 5 位と上位の受診率である。 ○受診者の負担軽減のため、町の健診で胃カメラ検査ができないか。 ⇒健康診断の担当課に、要望として申し伝える。 ○人間ドックの受診経費は、税の医療費控除を受けられるか。 ⇒医療費控除を受けることはできない。						
⑦主な意見	○引き続き受診率向上と後発医薬品の啓発を積極的に行ってほしい。 ○人間ドックの受診経費が税の医療費控除の対象となるよう取り組んでほしい。 ○医療費の通知は、あえて行わなくても良いのではないかな。 ○国の示した計画値であっても、町の計画に掲げた数値であり、達成が難しいのであれば計画値を見直すべき。						
⑧評価の決定に伴う採決		☐ 実施した ☒ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	人	人	人	人	
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持		
⑫今後の方向性に係る意見等	引き続き、人間ドック及び特定健康診査の受診率向上や後発医薬品の啓発を積極的に行うとともに、特定健康診査の受診率については、極力、町が設定した計画値を達成できるよう、積極的に取り組むべきである。						

①事業番号	2-2	②事業名	斎場・火葬場運営事業補償金（下谷八菅山区）				
③事業の目的	平成6年2月22日付けで下谷八菅山区と取り交わした「愛川町斎場火葬場建設に伴う協定書」に基づき、迷惑施設を受け入れる精神的な苦痛に対する補償のため、補償金を交付している。						
④事業の内容	下谷八菅山区に対し、「地域振興対策費」として平成6年度から毎年180万円の補償金を交付している。						
⑤実績	成果指標	施設の操業に関する地元住民からの苦情件数					
	実績値(H28)	0件					
⑥ヒアリング の主な内容	○補償額を180万円とした根拠は。 ⇒建設にあたっての地元要望を受け、協定書を締結し、地域振興のため年額180万円の補償金を交付することとした。 ○補償金について、過去に議会や監査委員から意見などはあったか。 ⇒本年3月議会の一般質問で、金額について今後地元と話し合っしてほしいとの意見があった。また昨年11月の定期監査で、必要性を再検討の上、限度額や期限を設ける等の見直しを望むとの意見があった。 ○地元住民が負担感、不公平感を持っている事実はあるか。 ⇒迷惑施設としてのマイナスイメージや、参列者による道路渋滞、改修時の工事車両通行等で、精神的な負担感や不公平感があると思う。 ○環境被害や危険性があるか。 ⇒過去に環境被害等の事例はない。 ○近隣市町村では、年数が経過した施設での対応をどうしているか。 ⇒多くの自治体で補償金を支払っている。当初一括交付の事例もある。 ○なぜ地元町内会ではなく下谷八菅山区に支払っているのか。 ⇒当初から下谷八菅山区とやり取りをしていた経過があり、その時点では下谷八菅山区に支払うという判断になったのだと思われる。 ○協定書の見直しについて定めた項目はあるか。 ⇒見直しの項目はない。物価スライドを行うという項目はあるが、これまで補償金額は変更していない。 ○毎年実施している説明会の出席人数、質問内容は。 ⇒毎年7人が出席。交通問題に関する質問が多い。 ○今後もずっと補償金を支払い続けることについて、担当課の考えは。 ⇒地元住民には迷惑施設という気持ちがある中で、理解を得ていく必要がある。支払いが妥当との判例も把握しており、当面は継続したい。						
⑦主な意見	○補償金見直しが可能か、判例を確認し適法な結論を得る必要がある。 ○補償金額が妥当な金額か検証し、減額も検討すべき。 ○協定書の改定に関し、地元と話し合いの場を持ってほしい。 ○補償金ではなく、施設清掃等の作業の対価としての交付金方式に切り替えること等も検討してほしい。						
⑧評価の決定に伴う採決		■実施した □実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	2人	人	3人	人	人	人	
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価			改善	
⑫今後の方向性に係る意見等	補償金の額や交付方法など、見直すべき点があると考えられるため、定期的に見直す仕組みを設けることを含め、地元と協議する機会を設けるべき。						

①事業番号	2-3	②事業名	ごみ処理事業補償金（三増区）				
③事業の目的	美化プラントの機械設備等からの公害を未然に防止し、よりよい生活環境の保全と地域の発展を図るため、三増区と平成 25 年 3 月 29 日付けで「美化プラントの運転に伴う協定書」を締結し、同区に対して地域振興対策費として年額 215 万円を交付している。						
④事業の内容	三増区に対し、昭和 62 年度から地域振興対策費を交付している。						
⑤実績	成果指標	施設の操業に関する地域住民からの苦情件数					
	実績値 (H28)	0 件					
⑥ヒアリング の主な内容	○補償金について、過去に議会や監査委員から意見などはあったか。 ⇒本年 3 月議会の一般質問で、金額について今後地元と話し合っしてほしいとの意見があった。また平成 24 年 2 月の定期監査で、各年度の協定を交わすなどの改善に向け検討してほしいとの意見があった。 ○地元住民が負担感、不公平感を持っている事実はあるか。 ⇒ごみ処理施設であるため、汚い、臭いという印象を持っていることが考えられる。自宅近くにあることで、負担感、不公平感があると思う。 ○環境被害や危険性があるか。 ⇒焼却を行っていた時期には煤煙の臭気に関する苦情があったが、焼却休止後には環境被害等の事案はない。 ○近隣市町村では、年数が経過した施設での対応をどうしているか。 ⇒当初から現在まで継続して補償金を支出している事例がある。 ○焼却を休止した際に補償金を 40 万円減額したが、その金額の根拠は。 ⇒ごみ処理広域化に伴い、町の可燃ごみを厚木市金田の焼却施設に搬入するにあたって、厚木市、金田地区と協議の上、金田地区への補償金 40 万円を町が負担することになった。その後、三増区と協議して、三増区への補償金を 40 万円減額することになった。 ○焼却の休止前は、美化プラントで処理していたごみの中で、可燃ごみの占める割合は大きかったのではないか。 ⇒焼却に伴う煤煙や臭気の発生は大きかったと思うが、今も不燃・粗大・持込みごみがある。施設の存在自体が負担で地元には分からない感情があると思うので、町は誠意を示し手段を尽くすべきだと考える。 ○厚木市が新施設を建設すると聞いているが、本町はどうするのか。 ⇒平成 37 年度に稼働予定だが、厚木市の施設の運用方法が定まっていないため、今後検討する。 ○厚木市が支払う分を含め、金田地区が受けている補償金の総額は。 ⇒152 万円。うち厚木 100 万円、愛川 40 万円、清川 12 万円である。 ○厚木市の焼却施設は、金田地区の 1 箇所のみか。 ⇒1 箇所のみである。 ○毎年実施している説明会の出席人数、質問内容は。 ⇒2 種類あり、数人～10 人が出席。交通問題に関する話題が多い。						
⑦主な意見	○現時点での適正な補償金額を計算し直すべき。 ○厚木市の焼却施設との比較や現状を見ると、補償金額は高い。 ○地元は持込みごみが無料となっているのは疑問である。 ○新たな焼却施設の稼働に向け、協定書の見直しについて、補償金額の変更や協定の期間などを盛り込むことを含めて地元と話し合うべき。						
⑧評価の決定に伴う採決		☐ 実施した ☒ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善		
⑫今後の方向性に係る意見等	補償金の額や交付方法など、見直すべき点があると考えられるため、定期的に見直す仕組みを設けることを含め、地元と協議する機会を設けるべき。						

①事業番号	2-4	②事業名	し尿処理事業補償金（坂本区）			
③事業の目的	衛生プラントの建設に伴い、昭和 57 年 12 月 6 日付けで地元坂本区と「衛生プラント設置に関する念書」を取り交わし、町では、地域住民の福祉、生活向上及び農業の利便を図り、衛生プラントの設置に対する懸念を補うため、公害対策や社会教育施設整備対策などを実施するとともに、地域振興対策費を交付している。					
④事業の内容	坂本区に対し、昭和 58 年度から地域振興対策費を交付している。					
⑤実績	成果指標	施設の運営に関する地域住民からの苦情件数				
	実績値 (H28)	0 件				
⑥ヒアリング の主な内容	○補償金について、過去に議会や監査委員から意見などはあったか。 ⇒本年 3 月議会の一般質問で、金額について今後地元と話し合っしてほしいとの意見があった。また平成 24 年 2 月の定期監査で、各年度の協定を交わすなどの改善に向け検討してほしいとの意見があった。 ○地元住民が負担感、不公平感を持っている事実はあるか。 ⇒し尿処理施設であるため、汚い、臭いという印象を持っていることが考えられる。自宅近くにあることで、負担感、不公平感があると思う。 ○環境被害や危険性があるか。 ⇒具体的な環境被害等の事案はない。 ○近隣市町村では、年数が経過した施設での対応をどうしているか。 ⇒1 施設のみ回答を得た。補償金を支出した経過や金額の変更理由等は不明であり、協定書の期限は定めていないとのことだった。 ○現在衛生プラントで処理しているのは、人口割合でどの程度か。 ⇒1 割程度と思われる。 ○収集量は建設当初と比べてどの程度か。 ⇒昭和 61 年度と比較し、平成 28 年度は約 33%の収集量である。 ○補償金額は当初から 180 万円か。 ⇒当初は補償金 120 万円＋対策委員会への運営費補助 30 万円。その後補償金は 180 万円、運営費補助は 28 万 5 千円に見直されている。 ○処理量が減り、対策は改善している。金額を再検証するべきでは。 ⇒検証の必要はあると考えており、検証の方法を検討している。 ○対策委員会の活動状況は。実質的に自治会の収入になっていないか。 ⇒説明会や施設見学を実施しており、収支状況も確認している。 ○対策委員会の構成、人数は。 ⇒対策委員会は区長、副区長、町内会長で構成されている。施設見学には他の地元住民も参加しており、今年度は 10 人が出席した。 ○議会や監査委員からの意見にどのように対応したか。 ⇒いただいた意見を地元にお伝えしている。					
⑦主な意見	○補償金の性質上、物価スライドは取り入れるべきでなかったのでは。 ○物価スライドは、金額の見直しが合意されている点は評価できるが、これまでは値上げしか実施されていない。 ○補償金を見直すための仕組みについて、地元と協議すべき。 ○収集量が減少しており、金額の改定を前提に地元と協議すべき。 ○補償金に関し、町共通のルールを整え、同じやり方で支出すべき。					
⑧評価の決定に伴う採決	☐ 実施した ☒ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善	
⑫今後の方向性に係る意見等	補償金の額や交付方法など、見直すべき点があると考えられるため、定期的に見直す仕組みを設けることを含め、地元と協議する機会を設けるべき。					

参考資料 1 愛川町行政評価制度実施要領（平成 25 年 4 月 策定）

I. 行政評価制度の導入目的

1 導入の背景

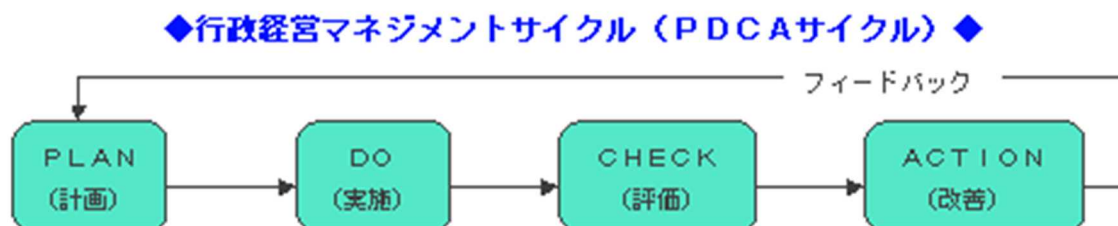
昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第 2 次改定版」（平成 15 年度～平成 17 年度）に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」（平成 16 年条例第 1 号）により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

2 導入の目的

愛川町行政評価制度（以下「行政評価制度」という。）は、限られた行政資源（人、財源、物）を効果的に活用していくために必要な「計画～実施～評価～改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。



Ⅱ．行政評価制度の概要

1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

(1) 効果的かつ効率的な町政運営（自治基本条例）

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

(2) 評価結果の公表（自治基本条例）

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進していくための仕組みとして発展させていくものとする。

(3) 政策等への反映（自治基本条例）

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

(4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

(5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

(1) 事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画、予算編成を所管する企画政策課による事前調整後、庁内行政評価委員会による2次評価を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、後期基本計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

(3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

(4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

Ⅲ．行政評価制度の詳細

1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の種類	内容	実施する時期
1	施策評価	総合計画の基本計画（「節」のレベル）単位で、主に目標の達成状況について評価し、次の基本計画策定や施策を構成する事務事業の精査に活用するもの。	基本計画の計画期間が開始してから3年を経過した後
2	事務事業評価	原則として予算書における子事業の単位で、施策目標の達成に当該事務事業が与える効果について評価し、事業の取捨選択、実施内容の見直しに活用するもの。	毎年度
3	特定分野評価 (事務事業評価の1つの形態)	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの課題を有し、予算書における子事業の単位よりも細かい単位で評価することが必要なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直しに活用するもの。評価の手法は原則として事務事業評価と同様とする。	原則として毎年度

2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価を行うことが適当であると認められた事業、又は総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の分野における事務等で、総務部長が必要と認めるものを対象とする。

3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管する所属の長（複数の所属が関係する施策については最も関係が深い所属の長とする）	所定の様式を用い、成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に対し、改善等の方向性を決定する。
1次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討する。
2次評価 （外部評価）	行政改革推進委員会	1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善策を決定する。

4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標 （アウトカム指標）	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを客観的に示すための指標。 なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適した指標と中間的な状態を示すために適した指標があるため、行政評価の種類により使い分けるものとする。 例）交通安全教室参加者数（中間的指標） 交通事故による死亡者数（最終的指標） 等
活動指標 （アウトプット指標）	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の状況を客観的に示すための指標。 例）交通安全教室開催回数 等

※ 目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標（イ

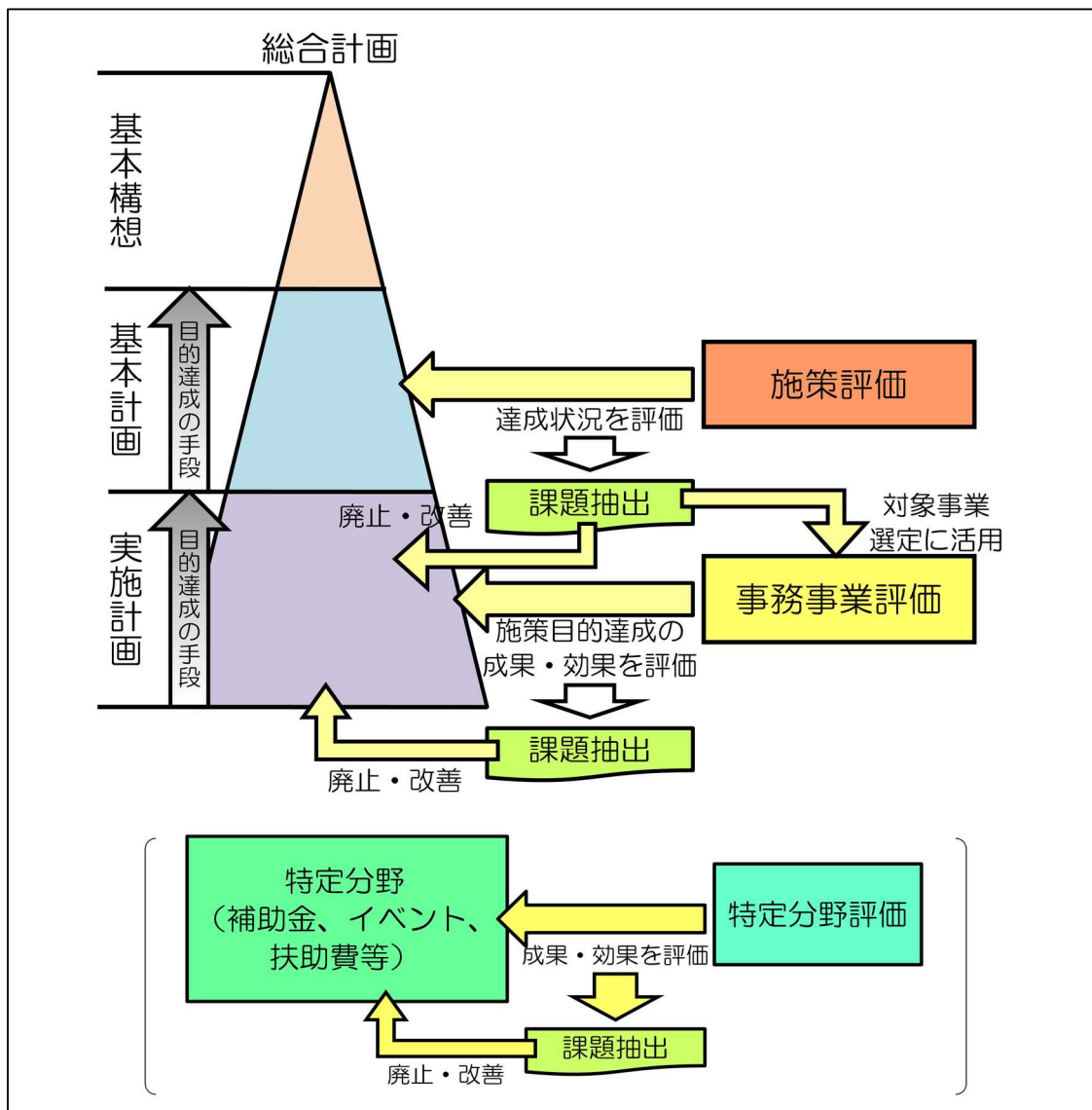
ンプット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

- ◎ 実際の評価の際の、評価項目（評価の視点）、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

6 行政評価制度体系図



参考資料2 平成29年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施するもの。

2 評価対象事業

別添「平成29年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。
なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行った。

(1) 評価対象とする事務事業

- ア 所管課から、評価対象事業として提案のあった事務事業
- イ 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）
- ウ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）
- エ 総合計画等の計画どおり、円滑に実施できているか検証が必要な事務事業（各計画に基づく事務事業：福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）
- オ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）
- カ 特定分野評価は上記ア～オに該当する補助金であって、原則として1件5万円以上のものについて行う。

(2) 評価対象から除く事務事業

- ア 過去に対象となったもの（概ね3年以内）
- イ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

(3) 対象事業の件数

効率的・集中的に評価を行うことにより実施効果を高めるため、原則として、1課あたり事務事業評価・特定分野評価それぞれ1件以内とした。

3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、外部評価として2次評価を実施する。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議において改善策を決定する。

4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目とする。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価とする。

(1) 妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定する。

基準	説明	
法令等で義務付けられた事業である	単に法令（＝法律、政省令、条例）に位置づけられているのではなく、実施が義務である場合は○。根拠が町の規則や要綱のみの場合は×	
民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	町が事業・サービスを廃止しても、民間が同種の事業・サービスを実施でき、町民が利用できると考えられる場合は×	民間サービスはあるが町内への進出が不可能と思われる場合は○。
国や県において実施している事業との重複がない	国、県が町と同種類の事業・サービスを実施しており、対象者が重複して、又はいずれかを選んで利用できる場合は×	同種類の事業があっても、対象者が明確に分かれていて重複、選択の余地がない場合は○。
事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	事業開始時から変わらず町民ニーズがある場合は○。町民ニーズが低下している場合や、ニーズはあるが事業開始時と異なる内容になっている場合は×	
事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	時間帯、場所の設定によって、事業・サービスの対象が相当程度限定されてしまう場合は×	
受益に応じた負担は適正である	受益者負担が低すぎる、又は高すぎる場合は×	受益者負担なしであっても、負担なしが妥当な事業の場合は○。
事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	事業の実施効果を受ける人が不特定多数の場合は○。直接の対象者は少数でも、不特定多数の人への波及効果がある場合は○。	
事業・サービスの対象者の日常生活に必要不可欠な事業である	もし当該事業・サービスがなくなったら、対象者の日常生活に支障を来たすと考えられる場合は○。	

(2) 有効性

事業等の実施効果を、目標達成の成否及び基準年度との比較により判定する。

平成28年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上している場合や、反対に基準となる年度よりも成果が悪化していても平成28年度の目標を達成しているのであれば、一定程度評価する。

(3) 効率性

より費用をかけずに成果を挙げているかとの観点から、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定する。

(4) 有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的達成に貢献している度合について、施策の目的達成に対する事業等の効果が直接的か間接的か、また、総合計画の同じ節に属する他事業等と比較した優先度（重要度）により判定する。

5 評価区分

(1) 評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとする。

妥当性	A	基準を満たす項目が 75%以上（6～8 項目）
	B	基準を満たす項目が 50%以上 75%未満（4～5 項目）
	C	基準を満たす項目が 50%未満（0～3 項目）
有効性	A	成果指標についての平成28年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	B	- 成果指標についての平成28年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している - 成果指標についての平成28年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	C	成果指標についての平成28年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている
	B	- 費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い - 成果が低下しているが、成果の低下率よりも費用の縮減率の方が高い
	C	成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い

		・費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い ・費用が増加し、成果も低下している
有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である
	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとする。

評価の項目の内訳	評価の区分
・ Aが4つ ・ Aが3つ、Bが1つ ・ Aが2つ、Bが2つ	良好に実施できている
・ Aが1つ、Bが3つ ・ Bが4つ	改善の余地がある
・ Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ ・ Aが3つ、Cが1つ ・ Aが2つ、Cが2つ ・ Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ ・ Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ ・ Bが3つ、Cが1つ	改善すべき点がある
・ Aが1つ、Cが3つ ・ Bが2つ、Cが2つ ・ Bが1つ、Cが3つ ・ Cが4つ	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価するものとする。

なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるが、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとする。

区分	内容
現状維持	引き続き現行の事業等を実施すべき
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業等に資源を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業等を残し、事業等の内容を改善することで、目的の達成を図るべき

縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき
再構築	・ 現行の事業等を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき ・ 事業等の実施を民間等に委ねるべき
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

- (4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分
それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同一の区分とする。

6 評価結果の活用

(1) 実施計画策定時

1次評価終了時から活用し、行政改革推進本部会議において町の最終方針及び改善策が確定した後、その内容を確定版の実施計画に反映するものとする。

(2) 予算編成時

予算編成方針の策定、平成30年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した町の最終方針により行うものとする。

7 公表

(1) 評価結果及び町の最終方針等

町の最終方針確定後、最終方針に沿って作成する改善計画書と合わせて、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

(2) 2次評価（外部評価）結果

外部評価を実施した事務事業等の評価結果については、上記(1)以前であっても、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

8 スケジュール

別添「平成29年度行政評価スケジュール」のとおり。

以上

参考資料3 平成29年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領

1 目的

町民や学識経験者などの外部からの視点により、1次評価の結果の妥当性をチェックし、評価の妥当性をより高めるために実施するもの。

2 対象事業

事務事業評価及び特定分野評価（補助金、イベント）のうち、8事業を対象とする。内訳は次のとおり。

（1）事務事業評価 3事業（全11事業）

（2）特定分野評価（補助金、イベント） 5事業（全11事業）

合計 8事業（全22事業）

※全対象事業の約36パーセントを外部評価対象事業として抽出

なお、対象事業の選定にあたっては、1次評価までの結果を踏まえ、町として外部評価の実施を希望する事業を選定することを基本とし、行政改革推進委員会から特に希望がある場合には委員会の意向を踏まえるものとする。

3 評価体制

行政改革推進委員会委員により、6人の班と5人の班（2班体制）を編成し、各班のグループリーダーを決定する（事前＝7月3日）。

班ごとに、対象事業のヒアリングを行い、評価並びに方向性に係る意見案の決定をする（1日目＝8月18日）。

すべての対象事業についてヒアリング等が終了した後、それぞれの班での評価及び方向性に係る意見の案について、委員全員で審議し、最終的な評価及び方向性に係る意見を決定する（2日目＝9月28日）。

4 評価の実施方法

（1）班ごとによる評価の流れ（1日目＝8月18日）

1事業あたり50分でヒアリング等を実施する。具体的な流れは次のとおり。

No.	項目	内 容	時間
1	説明	事業等所管課からシートの内容（事業の目的、内容、成果、自己評価結果と理由）を中心に説明	10分

2	質疑	事業等所管課の説明における不明な点などについて質疑	20分
3	意見交換	質疑を踏まえて、評価者（各委員）がどのような方向性とするべきと考えたか表明し、意見交換する	15分
4	まとめ	意見交換を踏まえ、当該事業の評価及び方向性に係る意見案を決定する ※各班のリーダーが取りまとめる。評価が分かれる場合は多数決（同数の場合リーダーが決定）	5分

※ 2の質疑と3の意見交換は明確に分けられない場合も多いため、35分の中で適宜行う。所管課は委員から促されるまで退席しない。

(2) 評価の視点等

ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断する。

（事務事業評価シートは、妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点で評価を行う仕組みとしており、外部評価においてはこれらの視点を参考として取り扱う。）

(3) 評価の取りまとめ（2日目＝9月28日）

委員全員による評価の取りまとめの際には、まず、各班のリーダーが「主な意見」、「その評価とした理由」等について説明する。

基本的には班での評価等の案を尊重しつつ、修正すべき点があるかどうか、全体で審議し、最終的な評価等を決定する。

5 その他

- (1) 外部評価の結果は「建議書」として取りまとめ、委員会から町長に提出後、町がホームページ等で住民に公表するものとする。
- (2) 委員個人または所属する団体等が利害関係を有する事業を担当せざるを得ない場合で、評価（案を含む）を多数決により決することとなった場合には、委員は当該事業の採決に加わることができないものとする。また、個人や団体の利益を代表するような意見を表明することも差し控えるものとする。

以 上

参考資料4 愛川町行政改革推進委員会の概要

- 設置根拠 愛川町附属機関の設置に関する条例
愛川町行政改革推進委員会規則
(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)
- 設置目的 社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- 所掌事項
 - (1) 行政改革大綱の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (2) 行政評価制度における外部評価に関すること。
 - (3) その他行財政運営の簡素・効率化の推進のために必要な事項
- 委員名簿（4月1日 現在）

No.	氏 名	選 出 区 分	
1	こざの しげ お 古座野 茂 夫	公募による町民等	
2	うた だ はる み 歌 田 晴 美		
3	うし やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学政治経済学部教授
4	お なが よう こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員会委員
5	ば ば しげ かつ 馬 場 滋 克		元町職員（総務部長）
6	やま した なお ゆき 山 下 直 之	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店支店長
7	や ご よし お 矢 後 良 夫	関係団体等 の代表者	町農業委員会委員
8	やま もと けん ぞう 山 本 健 三		神奈川県内陸工業団地協同組合 常務理事
9	いい やま よし ひろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長
10	やま ぐち かず こ 山 口 和 子		町民生委員児童委員協議会女性代表
11	すず き まさ み 鈴 木 優 美		町PTA連絡協議会母親委員会 委員長